

1・2級、療育A1・A2、特児1級・精神福祉手帳1級の方

重度障害者等医療制度について（お知らせ）

この制度は、医療機関等で保険診療を受けたときの自己負担分を県と市で負担する制度です。
(附加給付金等の一部負担金還元金・高額療養費・入院時食事療養費・保険外併用療養費・薬の容器代等は除かれます)

- ★ 県内の医療機関等で受診される場合は、「健康保険証」と「重度障害者等医療費受給者証」を医療機関等の受付へ提示すると保険診療の自己負担が無料となります。
平成27年8月診療分から、訪問看護療養費に係る自己負担分（医療保険の適用を受けたものに限る）も、重度障害者等医療費の支給対象となりましたので、健康保険証と一緒に受給者証を提示してください。
- ★ 入院などで医療費が高額になることが見込まれる場合は、加入している健康保険であらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて、医療機関等へ提示してください。
- ★ この受給者証は県外では使えません。
県外で受診される場合は、一旦、医療費を医療機関等へお支払いいただいた後に、田辺市役所保険課、又は、最寄りの行政局住民福祉課で払戻しの手続きをしてください。
※払い戻しは、受診日の翌日から5年以内に申請しないと無効になります。
※附加給付金等の一部負担還元金がある場合、助成額の一部又は全額を田辺市に返納していただくことがあります。

《払戻し手続きに必要なもの》

- 領収書（受診者名・受診年月日・保険点数・金額・医療機関名・印のあるもの）
- 重度障害者等医療費受給者証
- 健康保険証
- 受給者本人（※受給者が20歳未満の場合はその保護者）の振込先口座が分かるもの

- ★ 下記の場合は、市役所保険課もしくは行政局住民福祉課へ必ず届け出てください。
 - ・身体障害者手帳や療育手帳、特別児童扶養手当の等級が変わったとき
 - ・加入している健康保険に変更があったとき
 - ・住所、氏名、保護者、配偶者、扶養義務者、同一世帯の世帯員等に変更があったとき
 - ・転出するとき
 - ・税の申告内容に変更があったとき
- ★ この制度には所得制限があります。毎年7月末に資格判定をするため、資格は1年毎に更新されますが、世帯状況や所得更正、等級変更などの異動により、資格をさかのぼり喪失する場合があります。

《お問合せ先》

田辺市保険課医療係	☎0739-26-9926 (FAX:0739-26-9961)
龍神行政局住民福祉課	☎0739-78-0810
中辺路行政局住民福祉課	☎0739-64-0502
大塔行政局住民福祉課	☎0739-48-0301
本宮行政局住民福祉課	☎0735-42-0004

3級の方（入院のみ）

重度障害者等医療制度について（お知らせ）

この制度は、医療機関等へ**入院**したときの保険診療自己負担分を県と市で負担する制度です。
（附加給付金等の一部負担金還元金・高額療養費・入院時食事療養費・保険外併用療養費・薬の容器代等は除かれます）

- ★ 県内の医療機関等で入院される場合は、「健康保険証」と「**重度身体障害者等医療費受給者証（入院）**」を医療機関等の受付へ提示すると保険診療の自己負担が無料となります。
- ★ 入院などで医療費が高額になることが見込まれる場合は、加入している健康保険であらかじめ「**限度額適用認定証**」の交付を受けて、医療機関等へ提示してください。
- ★ この受給者証は県外では使えません。
県外で**入院**される場合は、一旦医療費を医療機関等へお支払いいただいた後に、田辺市役所本庁保険課、又は、最寄りの行政局住民福祉課で払戻しの手続きをしてください。
※払い戻しは、受診日の翌日から5年以内に申請しないと無効になります。
※附加給付金等の一部負担還元金がある場合、助成額の一部又は全額を田辺市に返納していただくことがあります。

《払戻し手続きに必要なもの》

- 領収書（受診者名・受診年月日・保険点数・金額・医療機関名・印のあるもの）
- 重度障害者等医療費受給者証（入院）
- 健康保険証
- 受給者本人（※受給者が20歳未満の場合はその保護者）の振込先口座が分かるもの

- ★ 下記の場合は、市役所保険課もしくは行政局住民福祉課へ必ず届け出てください。
 - ・身体障害者手帳の等級が変わったとき
 - ・加入している健康保険に変更があったとき
 - ・住所、氏名、保護者、配偶者、扶養義務者、同一世帯の世帯員等に変更があったとき
 - ・転出するとき
 - ・税の申告内容に変更があったとき
- ★ この制度には所得制限があります。毎年7月末に資格判定をするため、資格は1年毎に更新されますが、世帯状況や所得更正、等級変更などの異動により、資格をさかのぼり喪失する場合があります。

《お問合せ先》

田辺市保険課医療係	☎0739-26-9926（FAX：0739-26-9961）
龍神行政局住民福祉課	☎0739-78-0810
中辺路行政局住民福祉課	☎0739-64-0502
大塔行政局住民福祉課	☎0739-48-0301
本宮行政局住民福祉課	☎0735-42-0004